

死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生について

令和4年11月7日（月）に、観音寺市内で回収されたヒドリガモ1羽で、国立環境研究所が実施した病原性検査において、高病原性が確認されたのでお知らせします。

1 これまでの経緯

- 令和4年11月7日（月）に、観音寺市内でヒドリガモ1羽の死亡野鳥を回収し、みどり保全課職員が簡易検査を実施したところ、陰性反応でした。
- 同日、検体を国立環境研究所に発送していたところ、11月9日（水）（県確認10日）、同所から遺伝子検査を実施した結果、陽性反応となった旨の連絡があり、環境省が回収場所から半径10kmの範囲を野鳥監視重点区域に指定しました。
- 本日、同所から病原性検査を実施した結果、高病原性が確認された旨の連絡がありました。
- なお、死亡野鳥の確認地点の消毒については、11月7日（月）に実施しております。

2 今後の対応方針

（1）みどり保全課の対応

引き続き、野鳥監視重点区域において、野鳥の異常の監視を強化します。具体的には、専門家による状況調査を実施します。

また、野鳥監視重点区域の設定期間中、週1回程度、職員による巡視を行います。

（2）畜産課の対応

県内すべての養鶏場に対し、電話による情報提供と注意喚起を行うとともに、異常の無いことを確認しました。また、野鳥の確認地点を中心とした半径3km以内の区域にある養鶏場に対しては、立入検査による異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行います。